



2019年1月22日

各位

会社名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 江口 和志
(東証第一部・コード3244)
問合せ先 取締役経営管理本部長 松井 宏昭
電話番号 06-6838-3616 (代表)

株式報酬型ストックオプションの行使条件の変更に関するお知らせ

当社は、2019年1月22日開催の取締役会において、2019年2月27日開催予定の第37期定時株主総会に、下記のとおり株式報酬型ストックオプションの行使条件変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付にて別途開示しております「譲渡制限付株式報酬制度及び株価連動型ポイント制金銭報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社の取締役の報酬に関し、株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度（役員の退任時に譲渡制限を解除する条件を付して株式を割当てる報酬制度）及び株価連動型ポイント制金銭報酬制度を導入することといたしました。これにより、取締役に対して直接当社普通株式を交付することが可能となることから、株式報酬型ストックオプション制度に基づき付与され、権利行使がなされていない株式報酬型ストックオプションについても、早期の権利行使及び株式の取得を実現し、株主の皆様との価値共有をより一層促進するため、下記のとおり権利行使の条件の一部を変更することとし、当社取締役に付与済みの株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましてその行使条件を変更するものであります。

なお、本議案は、上記「譲渡制限付株式報酬制度及び株価連動型ポイント制金銭報酬制度の導入」が承認可決されることを条件とし、また、本議案が承認された場合、2019年5月1日をもって効力発生日とさせていただきます。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- ①サムティ株式会社第10回新株予約権（2011年7月25日開催の取締役会決議）
- ②サムティ株式会社第12回新株予約権（2012年9月25日開催の取締役会決議）
- ③サムティ株式会社第13回新株予約権（2013年6月25日開催の取締役会決議）
- ④サムティ株式会社第14回新株予約権（2014年4月25日開催の取締役会決議）
- ⑤サムティ株式会社第15回新株予約権（2015年4月24日開催の取締役会決議）
- ⑥サムティ株式会社第16回新株予約権（2016年4月25日開催の取締役会決議）
- ⑦サムティ株式会社第17回新株予約権（2017年4月25日開催の取締役会決議）
- ⑧サムティ株式会社第18回新株予約権（2018年2月27日開催の取締役会決議）

3. 変更の内容

変更案は下記のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(前略) (6)新株予約権の行使条件 新株予約権者は、 <u>上記(4)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定める。</u> (後略)	(前略) (6)新株予約権の行使条件 新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定める。 (後略)

※上記下線部中の「上記(4)」の内容は、具体的には以下のとおりです。

「(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。」

4. 変更の日程

行使条件変更のための株主総会開催日	2019年2月27日(予定)
行使条件変更の効力発生日	2019年5月1日(予定)

以上